

[平成26年 予算審査特別委員会]-[03月12日-03号]-P. 248

◆織田勝久 委員 私は、大都市内分権の課題と区長権限の強化について、市バス事業について、卸売市場事業について、前立腺がん検診のP S A検査の導入について、特別支援教育について、以上を一問一答方式で質問してまいりたいと思います。

まず、一般会計予算に関連して、また、11款区役所費1項区政振興費に関連して大都市内分権の課題と区長権限の強化について伺います。区役所機能の強化については、市長もいろいろと言及はされているのでありますが、大都市制度の問題にはどうも余り明確な認識を示されていないと認識をしております。そこでまず、お伺いをしたいと思います。昨年5月に示された本市の特別自治市制度の基本的な考え方と、お隣、横浜の横浜特別自治市大綱との違いについて伺います。次に、本市特別自治市制度の基本的な考え方についての評価を伺います。次に、大都市特例事務のあり方についての課題認識をそれぞれ市長に伺います。

◎福田紀彦 市長 特別自治市等についての御質問をいただきました。初めに、本市と横浜市との違いですけれども、首都圏など広域的な都市圏域の中で、大都市を初めとした基礎自治体がそれぞれの地域の特色と資源を生かして都市機能を分担し、互いに補完や連携することによって広域的な都市圏域として、我が国の成長エンジンとなるような広域連携の仕組みが構築される中で、大都市が中心的な役割を担うといった目的につきましては同じでございます。しかしながら、市域において県が行っている事務権限について、横浜市は原則として全ての事務権限を担うとしている一方、本市では、犯罪捜査に係る警察事務など、真に広域的なものについては広域自治体が担うべきだとしている点で異なるものでございます。こうした大都市制度改革によりまして、大都市が一元的、総合的な事務権限を担っていくとともに、身近な市民サービスについては市民により近いところで提供するという都市内分権を進めることにより、住民自治を充実していく仕組みが必要と考えておりますことから、この本市の特別自治市制度の基本的な考え方を尊重するとともに、区のさらなる権限強化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。次に、大都市特例事務につきましては、都市的課題等の解決に必要な一元的、総合的な事務権限がないことや、大都市特例事務に見合う税制上の措置が不十分であることなど、さまざまな課題があるものと認識しておりまして、大都市制度改革はこうした課題の解決につながるものであると考えているところであります。以上です。

◆織田勝久 委員 ただいまの答弁で、基本的には今までの考え方を踏襲されるということのようであります。横浜市は明確に県から分離、自立をする方向性を志向しておりますが、本市は、警察行政については広域自治体が担うべきとしている点が異なるわけであり、いずれ道州制の議論をまたなければならないとは思いますが、事実上の広域行政も担っております本市として、県とのかかわりは極めて薄いと言わざるを得ない現状があるわけであり、大都市特例事務のあり方につきましても、課題認識を伺ったわけであり

ますが、総合的な事務権限の課題もさることながら、やはり大都市特例事務に見合う税制上の措置が不十分であること、端的に言えば、本市が事業費を持ち出して、本来は県の役割である広域行政の事業経費を負担している現状があるわけであります。ちなみに、平成25年度当初において県費負担の教職員給与費等は別枠でありますけれども、本市の大都市特例事務にかかわる経費の総額は約184億円とされ、うち税制上の措置不足額は約134億円となっているわけであります。例えば、本年の予算を見ますと、市税増収分が78億円ということが言われておりますが、この市税増収分の78億円をはるかに超える潜在的な税財源があるということが一つ言えるのではないかと思うわけであります。以上の観点から、一刻も早い大都市制度改革が求められると思いますが、せっかくの機会でございますので、ここは基本的なことで結構でございますが、この大都市制度改革を求めるということについて市長の認識と取り組みについて、簡単に結構でございますが、ちょっと御意見をいただければと思います。

◎福田紀彦 市長 先ほど課題認識などについて御答弁させていただきましたけれども、同じような答弁になって恐縮ですけれども、委員もおっしゃいましたように、税制上の問題等々、さまざまな課題があると思っておりますので、一つ一つ課題を解決していかなければならないと思っております。

◆織田勝久 委員 ぜひ積極的な取り組みをお願いいたしたいと思っております。

次に、大都市制度改革に関連して大阪都構想にちょっと触れておきたいと思っております。過日、市長の新聞の報道コメントでありますけれども、大阪都構想自体には、大枠は非常に評価している、政令市のあり方は国でもいろんな考え方が出ている、川崎も課題になると、そのようなコメントを出されているわけであります。この大枠は非常に評価をしていると内容について、具体的に市長に伺います。

◎福田紀彦 市長 大阪都構想についての御質問でございますけれども、大阪都構想は、大都市である大阪市が抱えるさまざまな都市的課題への対応や大阪府と指定都市である大阪市との実際の行政運営の中で問題が顕在化している二重行政の解消、新たに特別区を設置することによる住民自治の充実など、分権型社会の確立を目指すものでありまして、そうした趣旨から、それぞれの指定都市において実現を求めている多様な大都市制度の改革の一つとして評価をしているものでございます。以上です。

◆織田勝久 委員 答弁いただきました。特別区を設置することにより、住民自治の充実など分権型社会の確立を目指すものであり、多様な大都市制度の制度改革の一つとして評価しているとの答弁でございました。念のため伺いますが、政令市をなくして東京都のように特別区を設けることをこの川崎市において市長も志向されているということが含まれるのかどうか、念のためにそこだけ確認させてください。

◎福田紀彦 市長 そういうものではございません。

◆織田勝久 委員 それを聞いてちょっと安心をいたしました。いわゆる大阪都構想では、政令市を解消して特別区に再編をするという考え方でありますから、これはもう皆さん、釈迦に説法でございますが、政令市からすると、権限を大阪都に返上するという仕組みになるわけであります。そもそも東京都の特別区の創設の経緯は、戦時中の国の集権化に伴い、当時の東京市を解体して東京府に直接帰属させたということが契機になったわけであります。市民に身近な区の役所の権限強化をしていくという方向性と真っ向から考え方を異にするものと思います。政令市の権限強化の方向性で、これからもしっかり市長には頑張っていただきたいと思います。

平成26年度宮前区予算について、宮前区長に伺います。宮前区スポーツ推進事業費として約3,700万円が計上されております。スポーツ推進事業と銘打っておりますが、実際はスポーツ広場の整備事業ということであります。建設緑政費ではなく、局区連携事業として区役所費に計上された経緯について伺います。また、包括的な子ども・子育て支援事業について約500万円が計上されております。区単独事業と局区連携事業に分けて計上されている理由についても伺います。さらに、以上から、地域、特に宮前区の課題を事業化、予算化を進める際の課題について、これは所管ということでお聞きをしたいと思います。総合調整規則の運用、改善の必要があれば、あわせて見解を伺います。

◎石澤桂司 宮前区長 宮前区予算についての御質問でございますが、初めに、宮前区スポーツ推進事業を区役所費に計上した経緯についてでございますが、この事業は、鷲ヶ峰けやき公園多目的広場を新たに整備するなどの取り組みでございます。屋外でスポーツできる環境を整備するという区の課題に対応するため、関係局の協力を得ながら区が主体となって取り組むものであることから、局区連携事業費に計上したものでございます。次に、包括的な子ども・子育て支援事業につきましては、平成21年度から子育て支援の拠点づくりと不登校、ひきこもりなどの課題を持つ子どもの居場所づくりを主な事業内容とする子どもサポート南野川を、南野川小学校の空き施設を利用して、区独自事業費により実施してきたところでございます。子育て支援の拠点づくりにつきましては、身近な地域での子育て支援を目的としておりますことから、平成26年度予算におきましても、引き続き区独自事業費として計上しているものでございます。また、不登校、ひきこもりなどの課題を持つ子どもの居場所づくりにつきましては、宮前区にとどまらない共通の課題であり、関係機関との連携が必要であることなどから、平成25年度から局区連携事業費として計上しているものでございます。次に、区の地域課題に的確に対応するためには、複数の分野にまたがる事柄を区が主体となって総合的に調整し、解決を図る必要があります。そのため、区から関係局への協議調整を重ね、協力を得ているところでございまして、川崎市区における総合行政の推進に関する規則に基づき行われる局区間の調整がより円滑に進められることが重要であると考えているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 御答弁いただきましたが、スポーツ環境の劣悪な宮前区にあって、公園ではなく、あくまでもスポーツのできる多目的広場として整備をする事業や、学齢期を超えて不登校・ひきこもり対策、子どもの居場所づくりなどに取り組む局区連携事業など、地域の特性に配慮した地域別事業の実施のために、いろいろと苦勞して取り組まれてきた

宮前区の姿勢をここはしっかりと評価をしておきたいと思います。区役所にとっては、事業局の分野別事業と区役所が所管する地域別事業との調整がこれからますます重要課題になってくると思います。これは平成17年度に区役所機能強化の議論をいたしましたときに、区における総合行政の推進をする目的で局と区の総合調整条例を整備するように提言をいたしました。規則ができて丸8年が経過いたしましたので、あくまでも区と事業局が対等な関係で地域課題を調整できるように、そして、総合行政の推進が確立できるように、規則とその運用の見直しを行うように求めています。この課題は引き続いて取り上げていきたいと思っております。当然議会サイドとしても、区長権限の強化と並行して、区行政のチェック機能というものを強化するという仕組みを整えていかなければならないと考えているところであります。

平成26年度は、区の新たな課題即応事業が新設をされました。区長権限の強化が目的とされております。区長権限の強化の方向性は歓迎するものの、区長の事業化できる課題対象をもっともっと大きく捉えることで、より实际的に区長権限の強化が実現できるものと考えます。宮前区では、急速な高齢化と、山坂が多い地形から市民の移動の手段を確保することが区の大きな課題となっているわけであります。例えばコミュニティ交通導入の課題を宮前区独自の優先度の高い課題、区における総合行政の課題と位置づけて、まちづくり局、環境局、健康福祉局、区役所等の予算から横断的に事業別予算としての対応を区長の権限で行うような仕組みづくりを検討できないのか、市長に伺います。

◎福田紀彦 市長 区長の権限強化についての御質問をいただきました。このたび新設しました区の新たな課題即応事業費につきましては、区が年度途中で把握し、緊急的に対応すべきと判断する課題について、区長の裁量で適切かつ迅速に対応できるようにしたものでございます。区の課題解決に向けた具体的な事業執行の枠組み等につきましては、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づき、区が地域の特性に応じてみずから課題を解決することができる責任と権限を持った区役所となるよう、今後、予算や組織などについて総合的に調査検討し、区役所のあり方を取りまとめる中で整理してまいりたいと考えております。以上です。

◆織田勝久 委員 御答弁いただきました。それで、市長が今も補完性の原則ということをおっしゃるわけであります。補完性の原則という考え方自体は、私もそうだろうと思うのでありますが、ただ、問題は、地域課題をどこまでいわゆる公助で対応するのか。さらに、共助、自助での対応範囲をどうするのか。これは今まで事実上、一方的に行政が決めてきたんです。ですから、一番心配しますのは、補完性の原則ということを行政責任のある種免罪符にしてはならないと、そこの部分を気をつけるということを念のため申し添えておきたいと思います。これはさきの我が会派の代表質問で、地方自治法改正の動向も注視しながら、予算や組織などについて総合的に調査検討し、区役所のあり方を取りまとめていきたいとの市長の答弁をいただいておりますので、今後の取り組みを注視してまいりたいと思います。

次に参ります。次は、自動車運送事業会計に関連して市バス事業について伺いたいと思います。地域交通の充実に向けた取り組みとして、既存の路線バスネットワークを活用す

るということをこのたびの地域交通の手引きの運用改訂の目玉としているようであります。しかし、そもそも採算がクリアできるのであれば、とっくにバス事業者が事業参入を図っているはずであるということを忘れてはならないと思います。そもそも既存のバス事業者が所有する中型・大型バス車両が通行することができない地形や道路環境問題を一体どのように解決して、交通不便地域に居住する市民の移動の手段を確保するのかという議論がコミュニティ交通導入の原点であったと記憶をしております。そこで、交通局にコミュニティバス車両などを保有して実地運行を行うなど、積極的にコミュニティバス路線を検討することをこれまで提言してまいりました。残念ながら、市バス事業全体としての運行の効率性や採算性の確保の観点から難しいとの一貫した姿勢でありました。しかし、市民の意向を十分に把握した上で積極的にコミュニティバス事業に企画、参入していくことが市の直営事業としての市バスの存在意義を示す最後の大きなビジネスチャンスであると私は考えています。対応について交通局長に伺います。

◎田巻耕一 交通局長 市バス事業についての御質問でございますが、市バス事業は、これまで経営改善を図りつつ、公共施設への接続の確保や民営バスの参入が見込めない地域における交通手段の確保という公営バスとしての意義、役割を担いながら、民営バスとともに本市の充実したバス路線網を形成し、市民生活を支えるサービスを行ってきたところでございます。現在の市バスを経営面で見ますと、輸送力のある大型・中型バスの運行を基本としつつ、公共施設接続路線と行政路線の一定の経費を一般会計に負担していただくとともに、これらの路線を除いた赤字路線のマイナス分を黒字路線が補うといういわゆる内部補助で経営が成り立っております。このような中で、事業採算性に乏しいコミュニティバスを積極的に導入することは、独立採算性が求められる企業経営の健全性の保持が難しい状況を招く可能性が高くなるものと考えます。また、路線バスへの需要も高まっており、これに対応するため、限られた経営資源を効率的に再配分するという方針のもと、本年3月1日に柿生線等3路線のダイヤ改正を実施したところでありますが、今後も路線バスの輸送需要の高まりが予測されております。したがって、大型・中型バスを基本としつつ、営業所の管轄路線の変更や利用実態に即した路線の見直しを行い、市バス路線網の充実を図ることが現在の最優先の課題であると認識しております。しかしながら、狭隘な道路などにより路線バスが運行できない地域においてコミュニティバスへのニーズが高まっていることも認識しておりますので、今後とも積極的に市バスとしてのノウハウを提供するとともに、関係部局との連携協議を進め、公営バス事業者として本市のバスネットワークの充実に向けてより一層の支援、協力を行ってまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 コミュニティバスと既存バス路線との接続、乗りかえ制度を積極的に推進するというような視点からコミュニティバスの導入は検討できないのか。また、少なくともコミュニティバス車両などを保有して、走行可能な路線の把握、検証などを行うことは検討できないのか、交通局長に伺います。

◎田巻耕一 交通局長 コミュニティバスの導入についての御質問でございますが、現在、市バスでは、各営業所の駐車スペースが限界にあることや、臨海部や北部など市域におけ

る輸送需要の高まりなどを踏まえますと、限られた経営資源を再配分し、大型・中型バスを基本とした効率的な運行により、市バス路線網の充実を図り、公営バスとしての意義、役割を担うことが重要であると考えております。しかしながら、コミュニティバスは路線バスとともに地域公共交通としての役割を担っていることから、今後も、運行計画に対する助言、走行上の課題や問題点の指摘といったノウハウの提供などを積極的に行うとともに、関係部局と連携協議し、コミュニティ交通の推進に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ぜひ先ほど申し上げました局区連携事業でありますとか、事業別予算としての検討を進めていただくということを要望させていただきたいと思います。局長もいろいろとお疲れさまでございました。次期後継局長にこの旨、しっかり引き継ぎのほどをお願いしたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

次に参ります。卸売市場事業特別会計に関連して卸売市場事業について伺います。平成26年度予算においても、一般会計から約3億6,000万円の繰り入れがなされております。ちなみに平成25年は約6億円ということでありました。卸売市場事業特別会計について、地方公営企業法の適用や事業管理者の設置を含め、今年度中に結論を出すとの答弁を既に再三いただいているわけであります。その結論について、さらに地方公営企業法の全部適用と一部適用のどちらを選択するのか、また、その理由について経済労働局長に伺います。

◎伊藤和良 経済労働局長 卸売市場事業についての御質問でございますが、地方公営企業法の適用につきましては、関係局から成る川崎市卸売市場機能強化に向けた検討委員会の中で分科会を設置し、全部適用と一部適用のメリット、デメリット、また、本市における法適用の課題について検討しているところでございます。地方公営企業法の財務規定の適用につきましては、財務諸表の作成による透明性の向上、経営状況や財政状況の明確化、情報の共有化による公民の経営意識の向上、醸成など意義やメリットもございますが、必要な財源確保や移行後の業務量の増加に対応した人材確保などの課題がございます。卸売市場への地方公営企業法の適用につきましては、国におきましても研究会が設置され、検討が進められておりますが、昨年12月ごろまでに予定されていた報告がおくれてございます。本市では、国の研究会に先立ち、地方公営企業法の適用については議論を進めてきておりまして、国の報告が3月11日に出されたタイミングもありますので、平成26年度に策定を予定しております川崎市卸売市場経営プラン基本方針の中で方向性を示してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 たまたまきのう発表された報告の内容では、基本的に全ての事業について財務規定等を適用すべきとされているわけであります。少なくとも一部適用は避けられないということだろうと思うんですが、平成26年度策定の市場経営プラン基本方針の中で示すということですので、国の考え方とあわせてという部分では理解せざるを得ませんので、いずれにしても、早急に結論を出していただくように強く要望しておきます。

1つ飛ばしまして、次に、北部市場において、青果卸事業者が自前の資金で市場敷地内に施設整備を行っております。本市とは定期借地の契約を結んでおります。この新施設を

他の場内業者が使用するに当たり、青果卸事業者と当該場内業者間での民民契約として、市が関与せずに賃料等の決定がなされております。あくまでも公設市場内での事業契約です。市が関与した賃貸ルールづくりをすべきと考えます。見解と今後の対応について伺います。

◎伊藤和良 経済労働局長 卸売市場事業についての御質問でございますが、このたびの青果卸売業者による配送棟の整備につきましては、昨年10月の会社合併に伴う取扱量の増加や実需者のニーズに対応するため、本市が卸売業者に対し30年間の事業用定期借地権を設定し、整備が進められているところでございまして、計画では、本年10月に竣工し、仲卸業者4社に賃貸することとなっているところでございます。卸売業者と仲卸業者との間の賃貸借に係る賃料等につきましては、民間同士の契約であり、貸し主と借り主との間で、それぞれの事業の採算性の判断の中で定められるものと考えられますが、公設の市場内における施設でもありますので、本市といたしましても、施設の運用形態について把握をするとともに、施設整備が市場全体の活性化と市場機能の向上につながるよう、場内事業者が利用しやすい施設運用について研究をし、必要に応じ卸売業者に働きかけを行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 一応御答弁いただいたんですけれども、この間、北部市場の正常化には、私も血を流しながら、また、血を浴びながら進めてきた、そんな思いが正直あります。場長もかわって、やっと今の場長で落ちついてきたところでありまして、特に又貸し等の問題の解消等、本当に多くのエネルギーを使ってきた反省からも、開設者がしっかり関与できる仕組みを当初から整えておかないとだめだと私は思うんです。これはあくまでも公設市場内での課題でありますので、開設者が責任を持って関与できる。これは本当に初めが肝要でありますので、今はよくても、いずれどういう形で変化してしまうかということがわかりませんし、今の場長がずっとおられるわけでもありませんし、今の管理課長がずっとおられるわけでもありませんので、そういうことも含めて、やっぱり初めが肝心ということで、早急な対応を経済労働局長にお願いをしておきたいと思えます。

次に参ります。5款健康福祉費7項7目成人保健対策費に関連して、前立腺がん検診PSA検査の導入について健康福祉局長に伺います。男性特有のがんであります前立腺がんの罹患者と死亡者の急増が懸念されているわけであります。しかし、残念ながら本市の事業として前立腺がん検診PSA検査は行われておりません。そこで、前立腺がん検診PSA検査の実施状況について、本市を含め政令市での動向、県内の自治体と東京23区を中心とした東京都での動向について伺います。

◎伊藤弘 健康福祉局長 前立腺がん検診に係る他都市の実施状況についての御質問でございますが、政令市の中で、前立腺がん検診を実施している都市は、現在13市ございまして、このうち直近では京都市が平成24年10月から実施していると伺っております。なお、本市におきましては、国の動向に変化がないことなどから、現段階での実施の予定はございません。県内では横浜市、横須賀市のほか12の市において、また、東京都では、15の特別区のほか町田市、多摩市、狛江市などで実施していると伺っております。以上でござい

ます。

◆織田勝久 委員 ただいまの御答弁で、政令市は横浜市を含めて20市中13市、東京23区は大田区、世田谷区を含め15区、町田市、多摩市、稲城市、調布市、狛江市といった近隣市でも実施をされ、県内におきましては、横浜市、横須賀市、藤沢市を初め12市において実施されているというわけであります。実施自治体がふえている中で、本市が導入できない理由について、また、導入を仮定した場合、要する事業費はいかほどか、健康福祉局長に伺います。

◎伊藤弘 健康福祉局長 P S A検査についての御質問でございますが、P S A検査の導入に伴う前立腺がん検診におきましては、そのリスクと効果のバランス等、有用性について国の内外を問わず賛否両論がございまして、結論には至っていない状況でございますので、引き続き今後の国等の動向を注視してまいりたいと存じます。また、導入した場合の事業費につきましては、横浜市と同様の条件で、対象年齢50歳以上、年1回、受診率を17.3%として算出した場合、概算で1億円が見込まれるものと推計しております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ちょっとモニターをお願いします。これはがんセンターの資料であります。日本はまだ少ないように見えますが、アメリカ、ヨーロッパはかなりこの検診が普及しておりますので、これからの伸びが非常に心配されるのは我が国だけというふうになっております。それから、これは厚生労働省の資料なんですが、一番上にあります青いのが肺がんであります。黄色いのが胃がんであります。ピンク色でぐっと伸びておりますのが前立腺がんであります。これはちょっと前のデータをもとにつくられておりますが、それでも2020年には胃がんを抜いて2番目になるということが言われておりまして、今の最新のデータはまだ公表されておられません、2015年には胃がんを抜いて2番目になるということが言われているわけであります。それから、この死亡者の数であります、これにつきましても、見ていただくとわかるように、2020年が2005年の何と2倍と、一気に1万人ぐらいふえるというような勢いでふえるということが言われております。モニター、消してください。

P S A検査については、厚労省も前立腺がんの早期診断をする上で有用な検査であるということは一応認めているわけであります。日本泌尿器科学会と厚生労働省の研究班の意見が、死亡率減少効果の有無を判断する証拠としての認識が残念ながら真っ向から対立しているという現状があるわけであります。しかし、最近の海外における研究成果などから厚労省の対応が大きく変わってきたというふうに仄聞をいたしております。実は、肺がんのように前立腺がんは一次予防ができないわけです。たばこをやめるということで予防することができませんので、前立腺がんの場合は……。

○花輪孝一 委員長 恐れ入りますが、織田委員に申し上げます。簡潔に取りまとめをお願いします。

◆織田勝久 委員 二次予防としてのがん検診がより重要になるわけでもありますので、ぜひ早期の導入を御検討いただくように要望いたしまして、質問を終わります。